



国際税務の基礎知識

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2024年1月

目次

1. 国際税務とは		4. 撤退フェーズにおいて留意すべき税制	
1. 国際税務とは	4	1. 株式の譲渡益に対する課税	33
2. 国際税務の範囲	5	2. 間接譲渡に伴う課税	36
3. 国際税務の基礎知識① 居住地の判定基準について	6	3. 不動産化体株式の譲渡	37
4. 国際税務の基礎知識② 課税の範囲	7	4. 海外子会社が清算する場合	39
5. 国際税務の基礎知識③ 申告と納税の仕組み	9		
2. 進出フェーズにおいて特に留意すべき税制			
1. 海外展開の際に想定される進出形態とその課税関係	11		
2. 恒久的施設（PE）とは	15		
3. 従業員・役員の海外派遣において留意すべき税制	17		
4. 海外子会社に対するファイナンス形態と国際税務	21		
3. 事業拡大フェーズで特に留意すべき税制			
1. 租税回避に対応するための税制の概要	23		
2. 外国子会社合算税制（CFC税制）の概要	24		
3. 過少資本税制・過大支払利子税制の概要	27		
4. 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせたスキームへの対応	28		
5. 二重課税軽減措置	30		

1. 国際税務とは

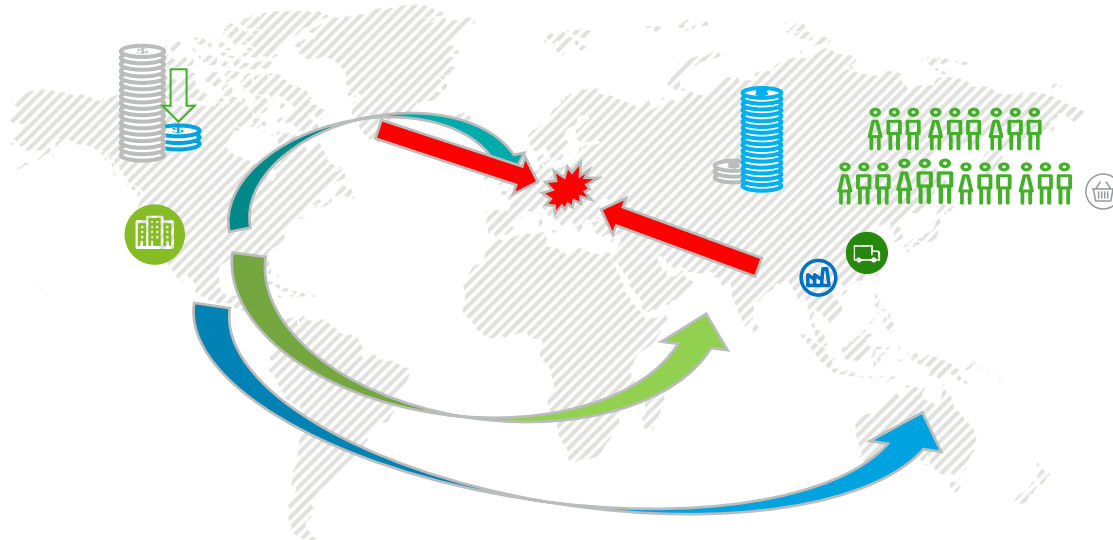
1-1 国際税務とは

事業活動の果実としての“所得＝税源”のクロスボーダー化が引き起こす税務論点

国内人口の減少等をはじめとする国内マーケットの頭打ちを基因として、企業は日本国外に事業活動の拠点を置いて活動するようになりました。多国籍化した企業は異なる課税管轄国に所在する関連者や第三者との取引を行い、従来国内でのみ生じていた所得は、日本国外に移転しています。企業活動のグローバル化は、ビジネスの果実としての所得＝税源のクロスボーダー化を引き起こし、自国の税収確保のため、国際課税の領域は税源の奪い合いの様相を呈しています。

現在、全世界共通の「国際税法」は存在しません。つまり、全世界共通の税務に関するルールは存在しないのです。世界各国・地域には、異なる法人の所得に対する税法の規定があり、グローバル企業は、事業を行う各拠点の所在する国・地域が規定する税法に服する必要があります。その結果、国際的二重課税や思わぬ課税を受ける納税者はあとを絶ちません。グローバルビジネスにおいて国際税務の理解は、事業活動の成功の第一歩といえるでしょう。

一方、2021年10月にOECD／G20「BEPS包括的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱からなる国際的な合意がまとめられました。なお、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）については、別途実施する「移転価格税制の基礎」の中で解説します。また、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、別途実施する「Pillar2」で解説します。

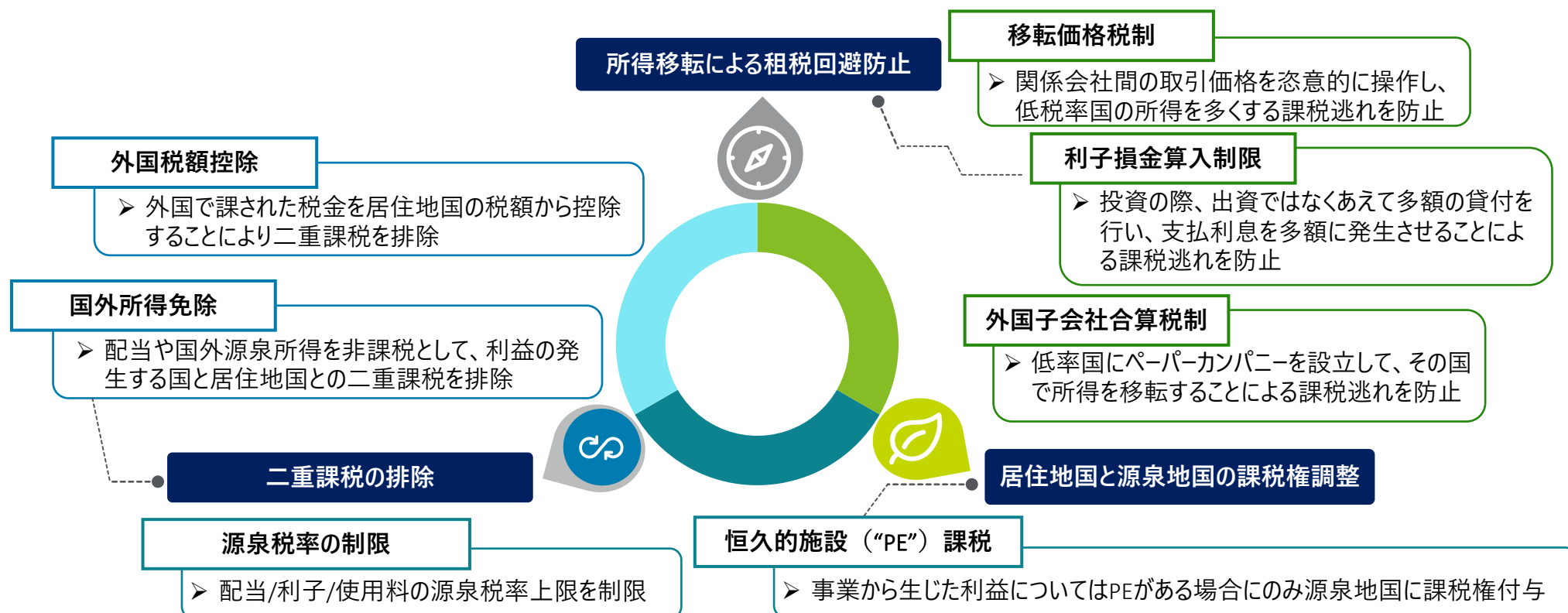


1-2 国際税務の範囲

国際税務における主な目的

前述の通り、国際税務について全世界統一のルールはなく、実際には国と国とをまたぐ取引に関する各国・地域の税法の規定及び租税条約の内容が国際税務の範囲となります。

細かなルールの違いはあるものの、国際税務に関する各国・地域の規定・租税条約は、主に「所得移転による租税回避防止」「二重課税の排除」「居住地国と源泉地国の課税権調整」を目的として設計されており、大きな枠組みで見ると多くの共通点があります。各目的に該当する税制を下図に例示しています。



1-3 国際税務の基礎知識 ① 居住地の判定基準について

内国法人（居住地）の定義はそれぞれの国・地域の法律によりさまざまです。

国際課税を考えるにあたって法人の居住地を判断すること、つまり内国法人か否かの判定は、自身がその国・地域においてどのような課税を受けるかを認識する上で重要です。

日本の法人税法上、内国法人か外国法人かにより課税の範囲は異なります。これは諸外国においても同様であり、内国法人か外国法人かにより、課税の範囲の他、適用税率や納税方法が異なることも考えられます。

居住地判定の考え方には以下の3つがあります。



本店所在地主義

本店又は主たる事務所が所在する国・地域を以て判断



管理支配地主義

法人が管理・支配されている場所により判断



設立準拠法主義

法人の設立に係る準拠法を以て判断

日本の法人税法上、内国法人か否かの判定は本店所在地国が日本にあるかにより判断されるため、**本店所在地主義**を採用しています。

設立準拠法主義は、法人の設立時に準拠した法律が規定されている国の場所により判断するものです。

日本は会社法において海外に本店を設置することが認められておらず、**本店所在地と設立準拠法地が同一**となるのですが、諸外国では、自国の法律に則り、**海外に法人を設立することが認められる**こともあります。

管理支配地主義は、その法人が**管理・支配されている国を居住地**とする考え方です。管理支配地主義は、上の2つの基準に比べ、**事実関係に基づき、その判断が必要**となりますが、例えば**取締役会の開催や株主総会が開催される場所、事業を行うために重要な機能を存在する場所**などの状況を総合的に考慮してその判定を行うことが必要となります。

1-4 国際税務の基礎知識 ② 課税の範囲（1/2）

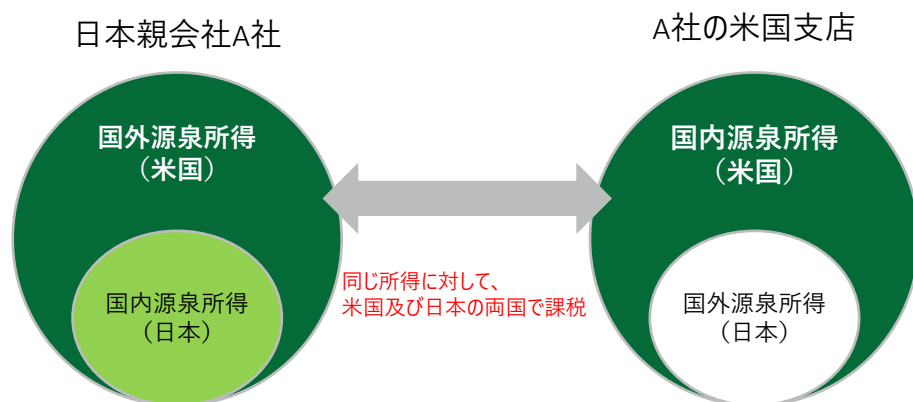
内国法人の課税の範囲についての考え方

日本の法人税法上、内国法人は原則、国内だけでなく国外で稼得した所得に対しても法人税が課されるものとされています。一方で、内国法人以外の法人、つまり外国法人は、国内源泉所得のみ法人税が課されるものとされています。日本の法人税法は、内国法人に対して国内外の所得の全てを課税の対象とする、いわゆる「全世界所得課税方式」を採用しています。内国法人に対しては全世界所得課税方式を採用し、外国法人については国内源泉所得のみを課税する方式を採用する国は多くあります。

全世界所得課税及び国内源泉所得課税方式

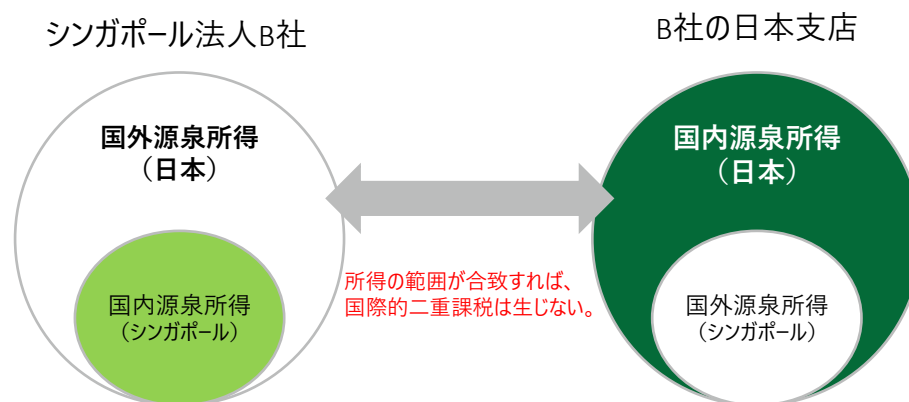
例えば日本親会社が米国に支店を有する場合、日本親会社は、米国支店の所得も含め、全所得が課税の対象となります。一方のA社米国支店では、米国国内源泉所得のみ課税の対象となります。

米国国内源泉所得については、米国だけでなく、日本でも課税が生じるため、二重課税の問題が生じることとなります。



領土内所得課税方式（国外所得免除方式）

領土内所得課税方式では、内国法人・外国法人を問わず、自国の領土で稼得した所得についてのみ課税する制度です。香港、シンガポールは、この領土内所得課税方式を採用しています。課税対象となる領土内所得の考え方は、国・地域に定める租税法により異なることがあるため留意する必要がありますが、領土内所得課税方式は、国内源泉所得のみを課税の対象とし、国外所得については課税が免除されることから、全世界所得課税を採用する場合と比して、国際的二重課税の問題が生じにくくなります。



1-4 国際税務の基礎知識 ② 課税の範囲 (2/2)

課税対象収入はそれぞれの国・地域の税法により異なる場合がありますため注意が必要です。

日本の法人税法上、内国法人はその法人が稼得した「所得」の全てが課税の対象となります。

一方で、諸外国では、**全ての所得を課税の対象とするのではなく、本業から生じた所得と投資から生じた所得を区分するなどして、一部の所得を課税対象から除外**する場合があります。

以下の2つの収入は、それぞれの国・地域の租税法の定めにより**課税の対象から除外される**収入の代表例といえます。進出対象国・地域の課税関係を知ろうとする場合、特に以下の2つの収入に対して、どのような課税関係が生じるのか確認しておく必要があります。

それぞれの租税法の取決めににより取扱いに差異が生じやすい収益の代表例

01

➤ 配当収益

受取配当は、日本のように課税対象とするものの、株式等の保有割合等に基づいてその一部を課税の対象から控除する場合や、受取配当がそもそも課税の対象から除外されている国もあります。

02

➤ 株式や固定資産などの譲渡益

株式等の譲渡や投資用資産などの売却により発生する譲渡益はキャピタルゲインとも呼ばれますが、このキャピタルゲインについても一定の要件を満たす場合や資本取引(*)に該当するものについて課税の対象から除外されている国もあります。

(*)資本取引とは、営業取引と区別される取引である。営業取引は事業活動のための取引であり、資本取引は営業取引以外の取引で資本を直接変動させるような取引をいう。

どうして配当・株式等の譲渡に伴うキャピタルゲインは課税の対象から除外される国があるのでしょうか。

配当は、一般的に配当を支払う法人の**税引後の利益**を原資として支払われるため、配当を受け取った法人側で税金が課されると、同一所得に対して何度も税金が課されることとなってしまいます。

キャピタルゲインに対する免税については、自国への投資を促進することが目的の一つであると考えられます。キャピタルゲイン課税を受けない国から投資をすれば、投資により実現した利益は無税となるためです。

1-5 国際税務の基礎知識 ③ 申告と納税の仕組み

自己申告方式と賦課決定方式

法人所得の申告及び納税手続きについてもそれぞれの国・地域の規定によりその方法が異なります。納付すべき税額の確定方法には、2つの方法があります。

納付すべき税額の確定方法



申告納税方式

納税者が自身で所得金額及び納付税額を計算し、当該計算に基づいて申告し、納付する制度



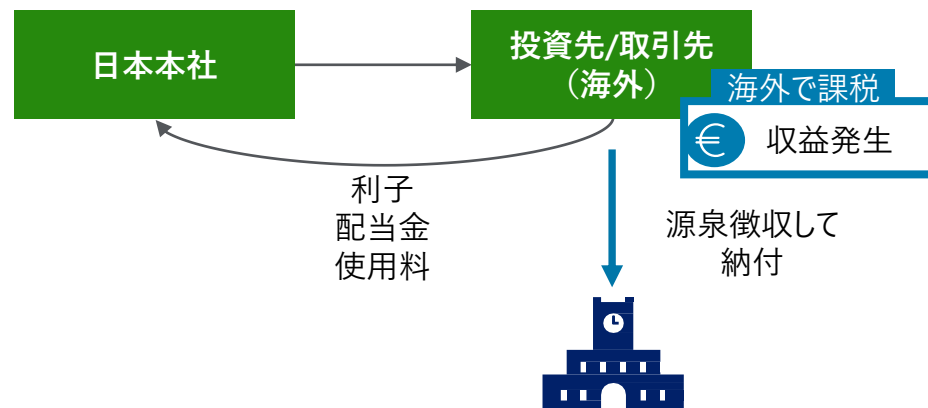
賦課課税方式

課税当局により納付税額が決定される制度

なお、賦課課税方式が採用されているからといって、課税当局からの通知をただ待っていればよいわけではありません。納税者からの情報がなければ課税当局が納付税額を決定することができないため、**納税者は**、申告納税方式の場合と同様に**確定申告書もしくはこれと同様の書類を提出すること**が求められます。

例えばシンガポールでは、法人所得税について賦課課税方式が採用されていますが、決算日の属する事業年度の翌年11月30日までに電子申告により確定申告書を提出しなければなりません。

源泉徴収制度



海外からの利子、配当、使用料等の支払いについては、源泉徴収義務者（投資先/取引先である支払者）がそれらを支払う時等に源泉税を天引きして課税当局に納付する源泉徴収制度が採用されます。

源泉徴収義務者は、左図の納税義務者である日本本社に代わり、納税手続きを代行しているということになります。

日本本社が各取引相手先の居住地で申告・納税手続きを行うことは事実上困難です。源泉徴収制度は納税義務者側での申告・納付手続きが不要となりますし、課税当局側にとっては、徴収事務を簡素化し、確実に徴収するための有効な手段であるといえます。

2. 進出フェーズにおいて特に留意すべき税制

2-1. 海外展開の際に想定される進出形態とその課税関係

進出形態ごとの比較

- 企業が海外に進出する場合には、「駐在員事務所」「支店」「子会社」のいずれかを設立することが想定されます。
- それぞれの進出形態によって、課税方法が異なり、最終的な税負担に差が出る可能性があります。海外へ進出する際には、進出先国の市場規模や経済環境の観点のみならず税務上の影響についての比較検討と事前の把握が重要です。

	駐在員事務所	支店	子会社
主な特徴	■ 日本本店と同一の法人 ■ 事業内容は現地での情報収集等のみに制限され、営業活動は行えない	■ 法人格は日本本店と同一 ■ 会社形態と比較し、事業内容に制限がある国と少ない国がある	■ 日本本社と子会社とは別個の法人 ■ 進出の選択肢の中では最も事業内容に関する制約が少ない（外資規制や許認可等の制約は受ける）
一般的な課税の概要	■ 一般的に、駐在員事務所については課税対象とならない	■ 海外支店の所得は日本及び支店設置国で課税される	■ 海外子会社の所得は海外で課税され、原則として日本本社での課税対象とはならない
二重課税排除の方法	■ 課税が発生しないため二重課税排除の必要なし	■ 外国税額控除制度（*）	■ 外国子会社配当益金不算入制度（*）
その他	■ 国によっては、営業活動等を行っていないにもかかわらず駐在員事務所に対して支店と同様に課税される場合もある	■ 海外支店の損失を日本本店の利益と相殺可能できる	■ 海外子会社の損失は日本本社の利益と相殺できない

（*）外国税額控除制度、外国子会社配当益金不算入制度については、後述の、3-5.二重課税軽減措置をご参照ください。

2-1. 海外展開の際に想定される進出形態とその課税関係

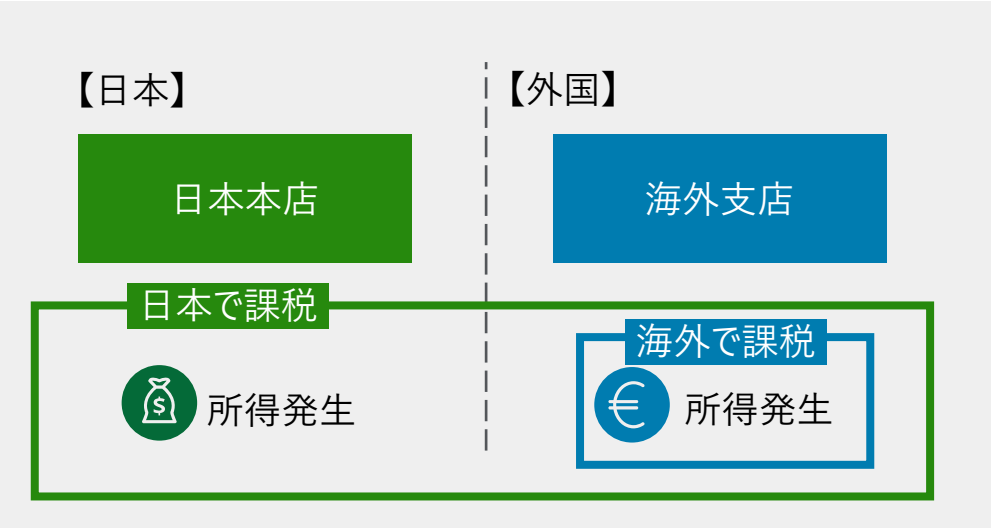
海外支店の場合

- 支店設置国において、海外支店の所得に対して法人税等が課税されます（下表②）。
- 日本において、本社及び海外支店の所得は一体として課税されます（下表④）。
- 海外支店の所得への支店設置国と日本での二重課税を排除するため、支店設置国で課された税金を日本の税額計算上控除します（下表⑤）（*）。
- 一般的に、支店設置国で生じた所得も日本の税率で課税されます（下表⑧、日本の実効税率の方が高い場合）。

(*) 外国税額控除制度については、後述の、3-5.二重課税軽減措置をご参照ください。

【前提】

日本の実効税率 30% 日本本店の利益 0 支店利益の送金に対する源泉税なし
支店設置国税率 17% 海外支店の利益 1,000



< 支店設置国での課税 >			
① 所得	1,000		
② 法人税等	▲170	①×17%	
< 日本での課税 >			
③ 所得	1,000		
④ 法人税等	▲300	③×30%	
⑤ 外国税額控除	170	= ②	
⑥ 差引法人税等	▲130		
< 合計 >			
⑦ 納税額合計	▲300	②+⑥	
⑧ 税負担率	30%	⑦÷①	

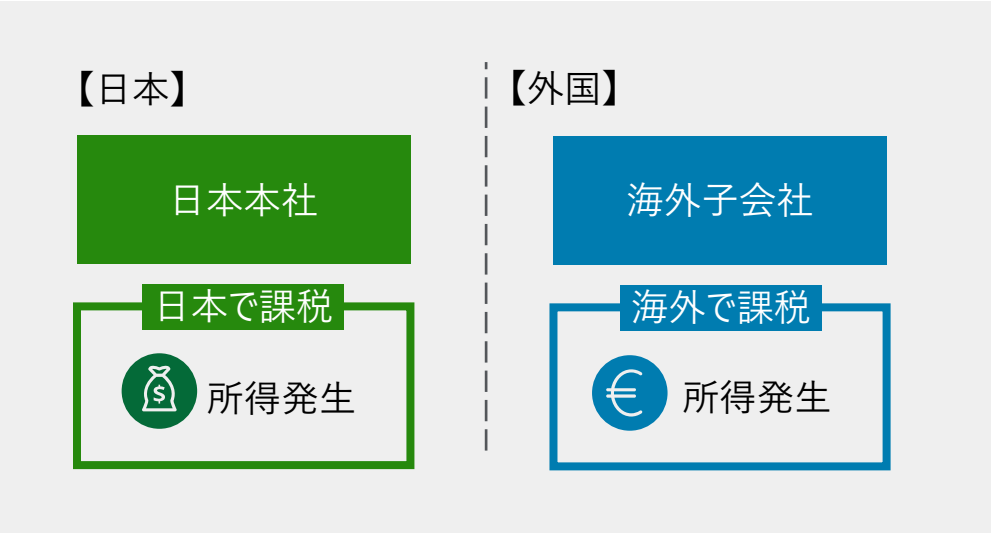
2-1. 海外展開の際に想定される進出形態とその課税関係

海外子会社の場合

- 子会社所在国において、海外子会社の所得が課税されます（下表②）。
- 日本において、本社の所得が課税されます（下表⑤）。ただし、海外子会社から配当金受取時に、原則として、配当の95%を日本本社の所得に含めないことで、二重課税を軽減します（下表④）（*）。
- 海外所得が黒字の場合、海外の税率にも依拠しますが、子会社形態における全体の税負担率は全世界ベースの税負担となるため、一般的に支店形態より有利となります（下表⑧）。

（*）外国子会社配当益金不算入制度については、後述の、3-5.二重課税軽減措置をご参照ください。

【前提】				
日本の実効税率	30%	日本本社の利益	0	配当源泉税 10%
進出国税率	17%	海外子会社利益	1,000	（所得－法人税等を全額配当）

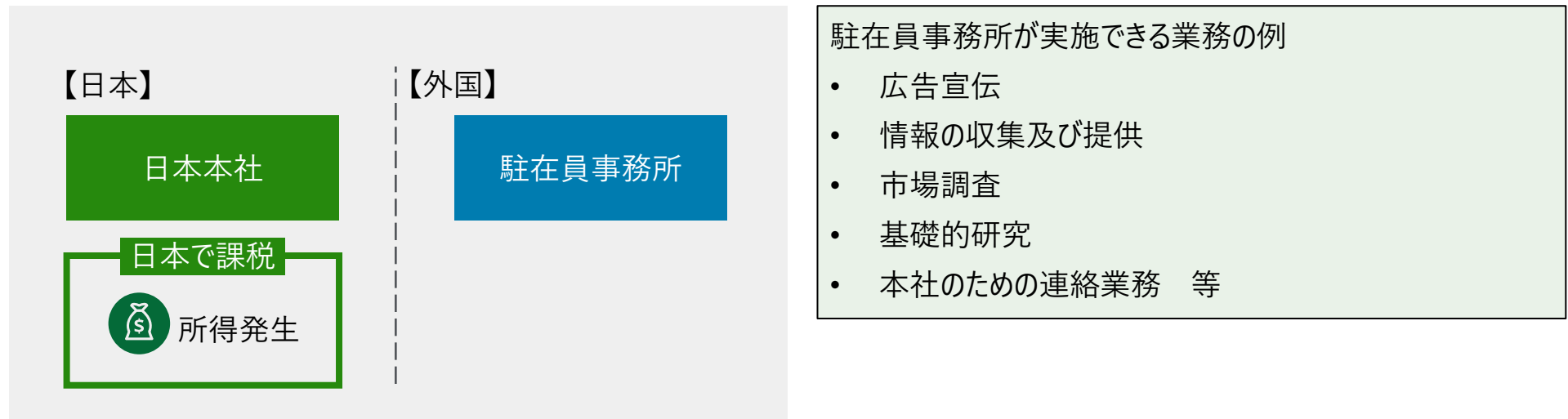


< 海外子会社での課税 >			
① 所得	1,000		
② 法人税等	▲170	①×17%	
③ 配当源泉税	▲83	①-②×10%	
< 日本での課税 >			
④ 所得(配当の5%)	41.5	①-②×5%	
⑤ 法人税等	▲12.45	④×30%	
⑥ 外国税額控除	—		
⑦ 差引法人税等	▲12.45		
< 合計 >			
⑧ 納税額合計	▲265.45	②+③+⑦	
⑨ 税負担率	26.5%	⑧÷①	

2-1. 海外展開の際に想定される進出形態とその課税関係

駐在員事務所の場合

- 海外駐在員事務所が一定の範囲の業務のみを行う限り、一般的に、海外において所得に対する課税の問題は生じません。
- 上記判定は進出先国の税法及び租税条約により判断されることになりますが、国によっては課税の範囲も広くとらえている国もあり、駐在員事務所が支店と同様に課税されることもあるため、現地法令の確認が必要です。



2-2. 恒久的施設（PE）とは

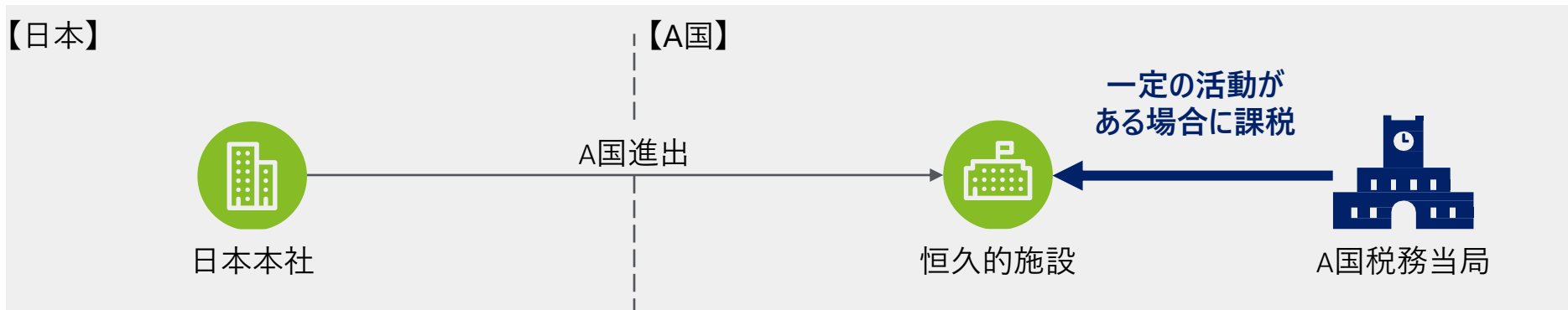
恒久的施設（PE）の定義

- PEとはPermanent Establishmentの略称であり、「事業を行う一定の場所であって、企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」をいいます。
- 一般的な各国税法や租税条約では、PEを通じて事業を行わない限り課税はされない旨が規定されており、国際的な課税原則の1つとなっています（「PEなければ課税なし」の原則）。

【主なPEの種類】

支店PE	建設PE	代理人PE
■ 支店の他、事業管理の場所、事務所、工場、作業場、天然資源採掘場等	■ 建設工事現場又は建設・据え付けの工事で、一定期間（6か月、12か月等）を超えるもの	■ 企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する代理人（*）

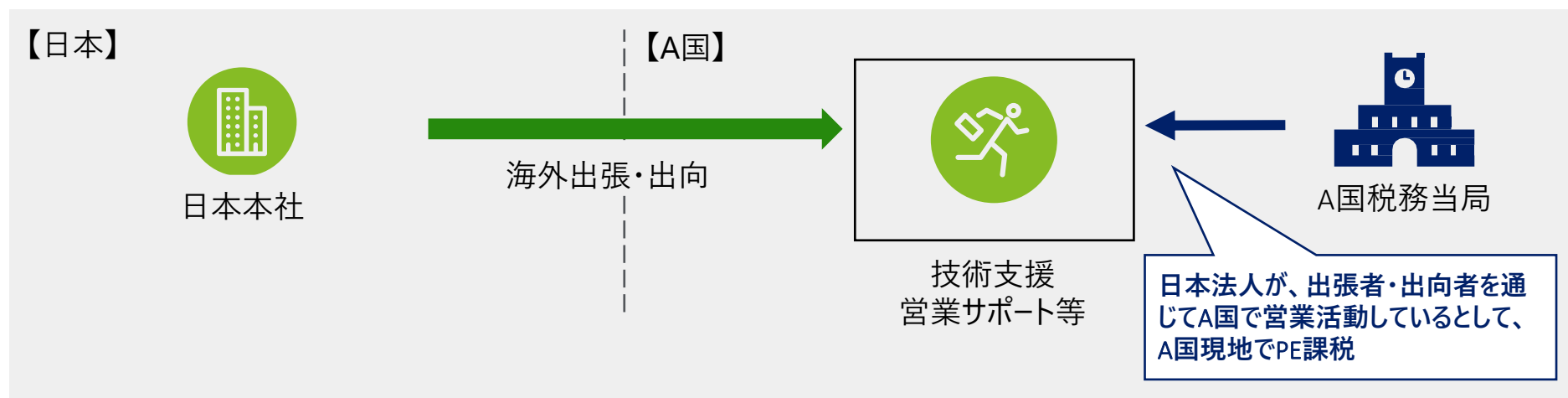
（*）企業のために契約を締結する権限のある者で、当該企業の名において反復して契約を締結する者。ただし、当該代理人が当該企業から独立している場合（独立代理人）を除く。



2-2. 恒久的施設（PE）とは

海外出張、出向から生じるPE認定リスク

- 海外現地での事業活動が一定期間（例として6か月等）を超えるような場合には、出張者・出向者を通じて海外で事業活動をしているものとして、海外税務当局が日本本社に対してPE認定を行う可能性があります。



PE認定を巡る問題

新興国でのPE認定

新興国の中には自国の課税権拡大を目的に、PEの範囲を拡大解釈する国もあります。

技術支援等を目的とした出張

技術支援等を目的とした長期出張の場合は、そのサービス行為そのものがPEとして認定されるケースがあります。

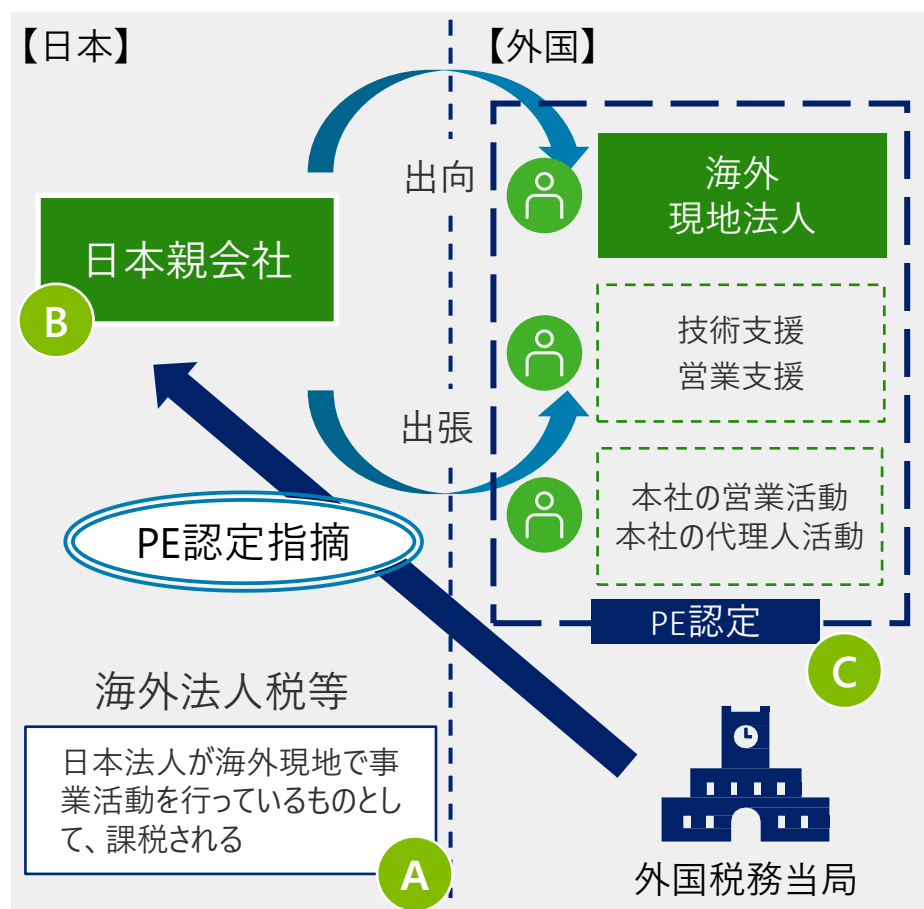
出向による営業サポート等

海外子会社に長期出向させるケースでは、出向者の真の雇用者が出向元法人であり、日本本社の指揮命令のもと、従業員が現地で役務提供していると判断してPE認定するケースがあります。

2-3. 従業員・役員の海外派遣において留意すべき税制

海外における法人課税：進出先におけるPE認定リスク等

- 日本本社の役職員が海外子会社へ出向・出張する場合には、PEとみなされ現地で課税を受ける可能性があります。
- また、PE認定された場合には、短期滞在者免税による現地所得税の免税を受けられない可能性があります。



A

日本法人に対するPE課税

PE認定されると日本法人が海外現地において課税されます。子会社への支援で対価を得ない等、所得の算定が困難な場合、現地で要したコスト及びみなし利益率を用いて所得が計算される可能性があります。

B

日本での外国税額控除（*）の適用可否

PE課税分は、日本の法人税計算上外国税額控除の適用の余地がありますが、日本親会社に十分な国外所得がない場合や租税条約に適合しないPE課税などで、海外で課された税金について外国税額控除制度による二重課税排除ができない場合があります。

（*）外国税額控除制度については、後述の、3-5.二重課税軽減措置をご参照ください。

C

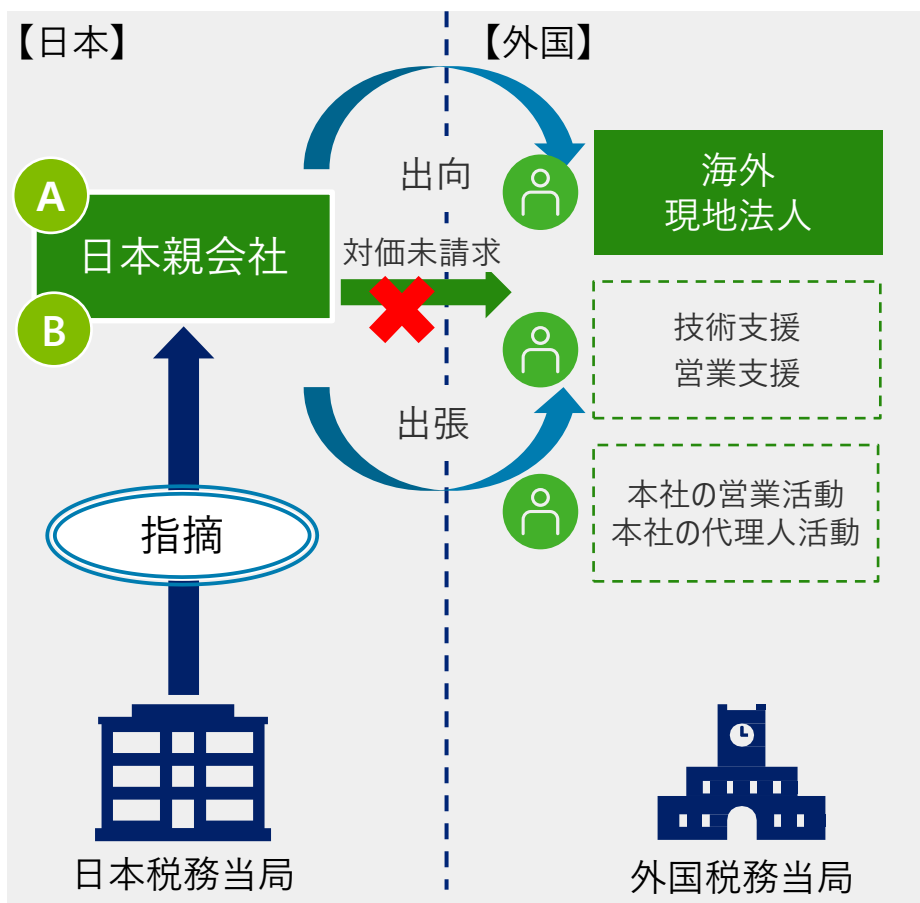
短期滞在者免税が適用されない

PE認定された場合、日本法人からの出張者は、その出張日数が一定日数（例：183日）以下であっても免税の対象とならず、現地での個人所得税の納税が必要となる可能性があります（後述の「従業員個人における課税」参照）。

2-3. 従業員・役員の海外派遣において留意すべき税制

日本における法人課税：寄附金認定のリスク

- 日本親会社が出向者の給与等、本来海外子会社に請求すべき費用を請求しなかった場合、海外子会社に対する寄附金とみなされ、日本親会社の法人税計算上、全額損金不算入となる可能性があります。



A

現地に請求すべき給与の未請求

日本の税法上、海外現地法人に貢献している海外派遣従業員等給与を日本親会社が負担（肩代わり）した場合、子会社への無償の贈与として国外関連者に対する寄附金と認定される可能性があります。国外関連者に対する寄附金に該当すると日本側で肩代わりした金額が永久に損金に算入されません。

B

現地に請求すべき対価の未請求

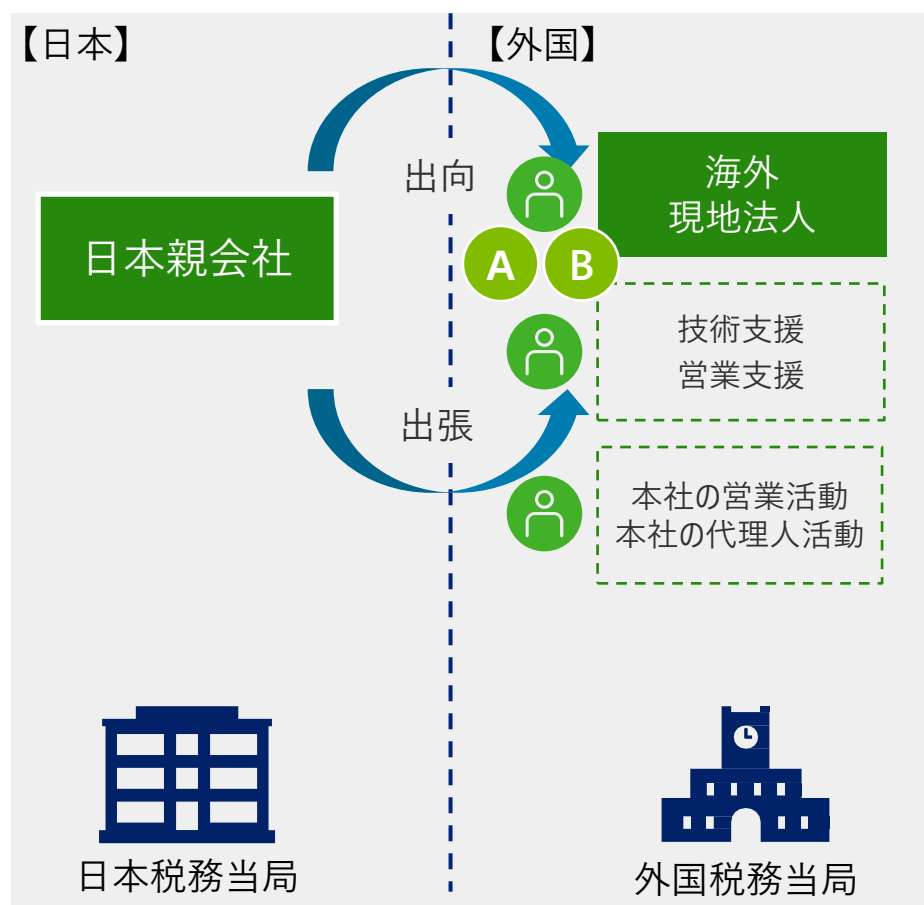
海外現地法人へ出張者の活動が役務やノウハウ等の提供であるとみなされた場合、当該海外法人から日本親会社に対して対価を支払うべきとして以下のような課税がされる可能性があります。

- ・ 移転価格税制
独立第三者間での取引価格で対価を受領したとみなして課税
- ・ 国外関連者に対する寄附金
無償の寄附をしたとして、寄附相当額を所得に加算

2-3. 従業員・役員の海外派遣において留意すべき税制

従業員個人における課税

- 一定の要件を満たす場合には、海外子会社への出向者・出張者について現地所得税が免除される可能性があります。
- また、現地で所得税等が課される場合において、税引後手取り額を保証をしているときはグロスアップ計算が必要となります。



A

短期滞在者免税の検討

租税条約が締結されている国に従業員を派遣する場合、以下の要件を全て満たす場合は、進出先国での個人所得税課税が免除されます。

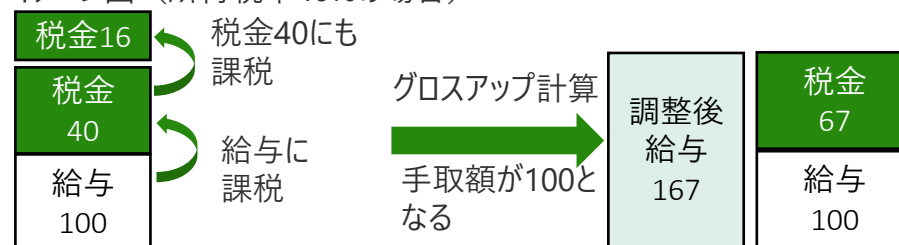
- ① 滞在期間が一定の期間（183日等）を超えないこと
※ 日数計算は国により異なるため留意が必要（出張1回当たり、暦年通算など）
- ② 報酬を海外現地法人で支払っていないこと
- ③ 日本親会社が海外にPEを保有する場合に、そのPEが報酬を負担していないこと

B

現地で課税される個人所得税等の負担

海外赴任規定が赴任者給与の税引後手取額を保証している場合、会社が海外現地の所得税・社会保険料を肩代わりして負担します。この際、海外現地の個人所得税計算においては給与総額を手取から逆算して、税額を算定します（グロスアップ計算）。

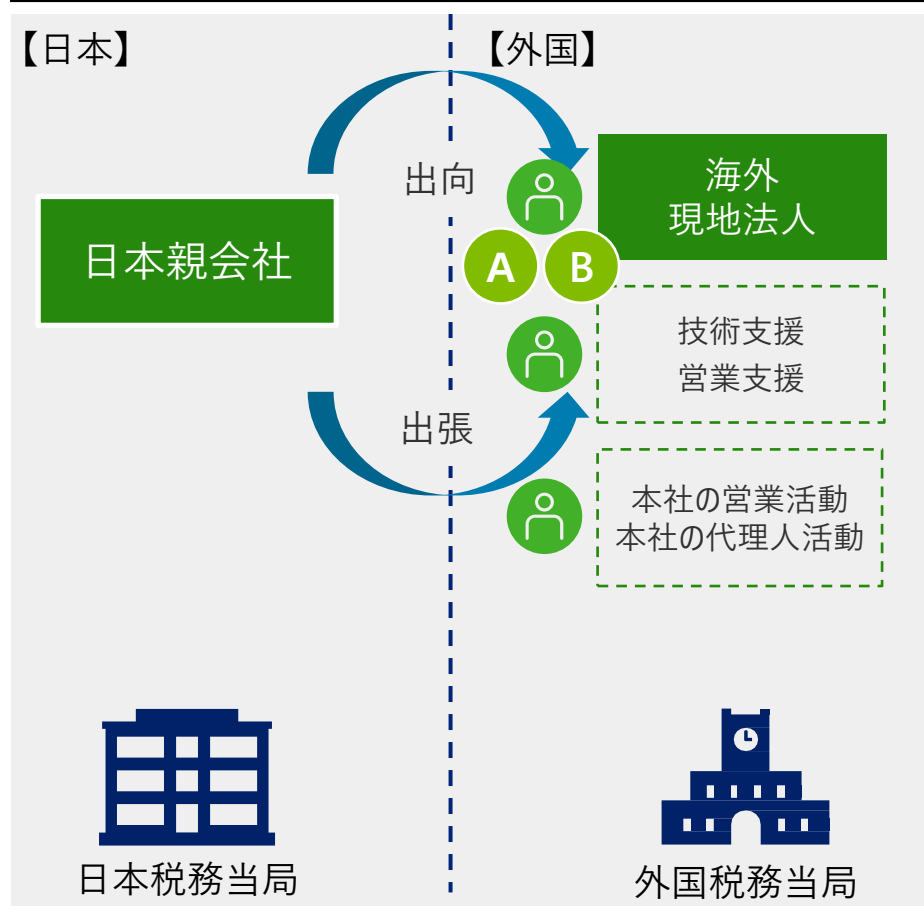
イメージ図（所得税率40%の場合）



2-3. 従業員・役員の海外派遣において留意すべき税制

役員個人における課税

- 従業員については短期滞在者免税の規定がありますが、役員については役務の提供地に関わらず、法人の役員の資格で取得する報酬については、当該法人の居住地国に課税権が与えられています。



A

日本親会社の役員報酬

従業員の場合、海外勤務に係る給与については、原則として日本国内で個人所得税は課税されませんが、役員の場合はその勤務地を問わず日本法人役員の職務として支払われる役員報酬は、原則として日本国内で個人所得税が課税されます。

B

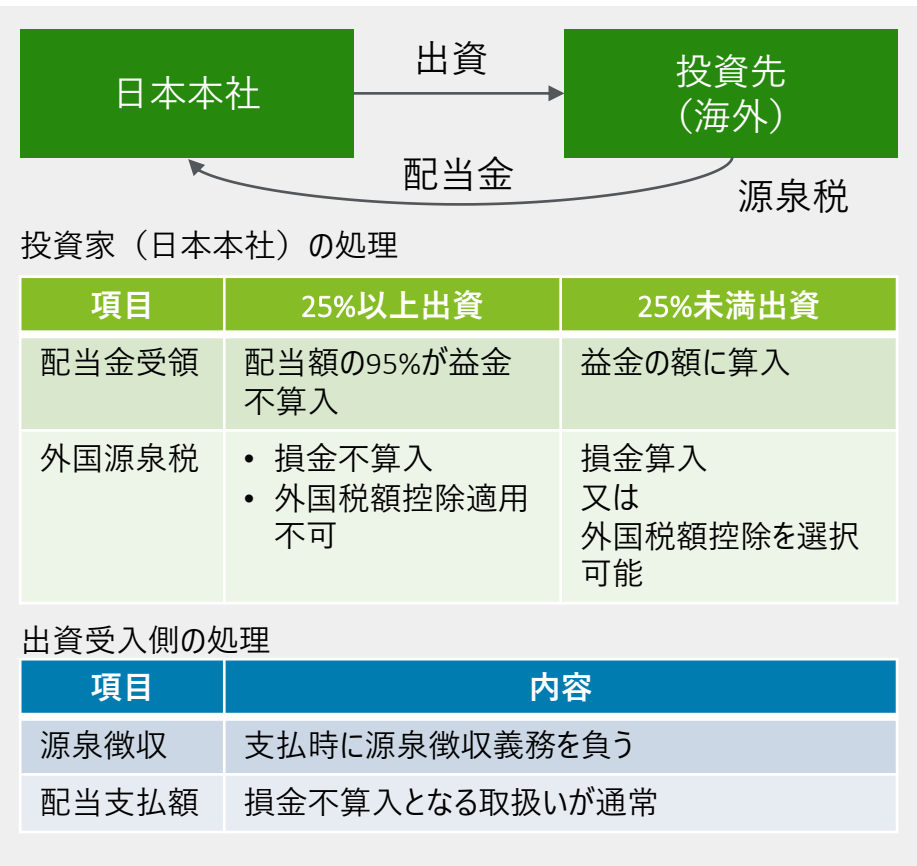
海外子会社の役員報酬

上記と同様、役員の場合はその勤務地を問わず、法人の役員の資格で取得する報酬については、当該法人の居住地国に課税権が与えられています。したがって、海外子会社の役員として報酬を受ける場合には、1日も現地に滞在していなかったとしても源泉税などの現地所得税が課されることとなります。

2-4. 海外子会社に対するファイナンス形態と国際税務

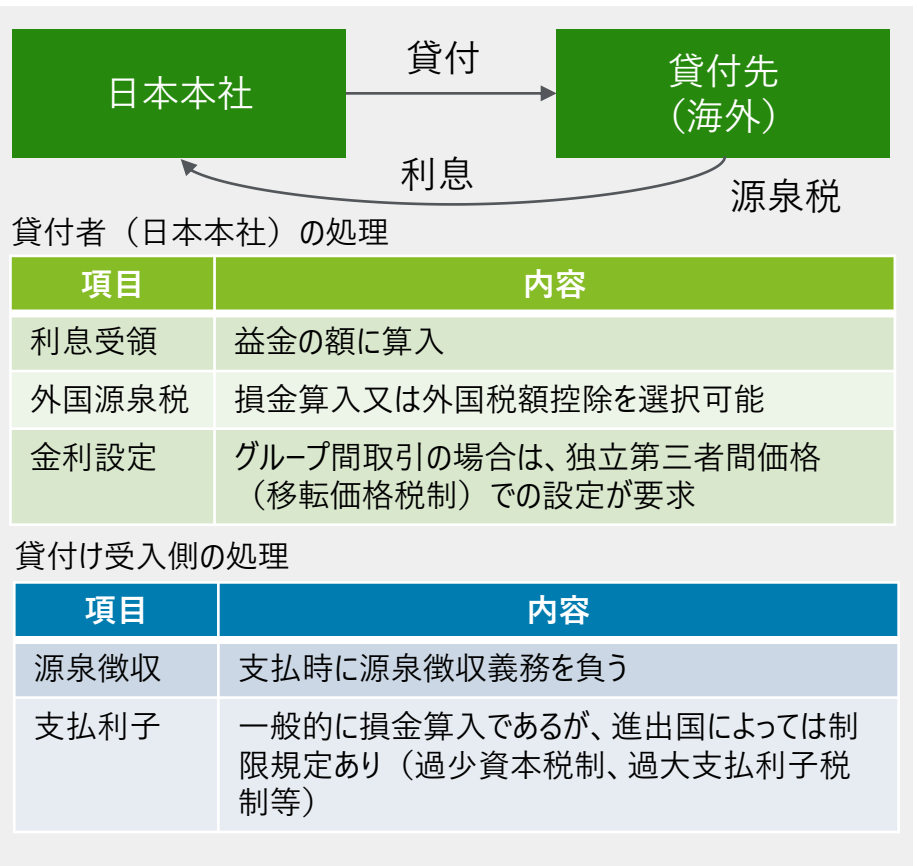
出資のケース

- 受取配当金の益金算入額（*）、外国税額控除（*）の適用、支払時における源泉徴収等に配慮する必要があります。



貸付けのケース

- 外国税額控除（*）の適用、利率の設定、支払時における源泉徴収、支払側での損金算入制限等に配慮する必要があります。



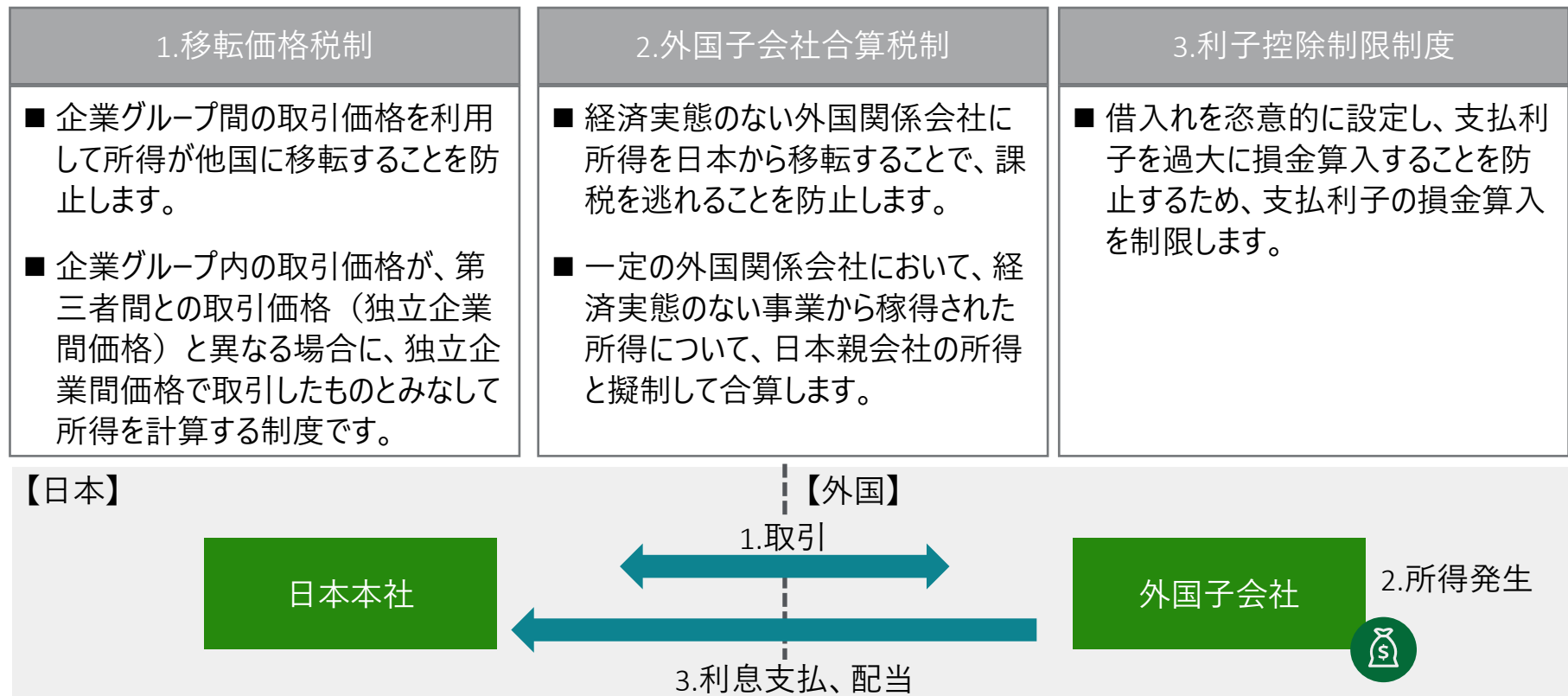
（*）外国税額控除制度、外国子会社配当益金不算入制度については、後述の、3-5.二重課税軽減措置をご参照ください。

3. 事業拡大フェーズで特に留意すべき税制

3-1. 租税回避に対応するための税制の概要

主な租税回避に対応するための税制

- 所得を恣意的に税率の低い海外子会社へ移転することや、出資ではなくあえて貸付により海外子会社へ資金を注入することによる過大な利子損金算入等の租税回避に対する防止策が日本及び海外で設けられています。
- 租税回避の意図がなくてもこれらのルールに抵触することがあるため、特に海外で利益が発生するフェーズでは留意が必要です。



(*) 上記の他、配当と株式譲渡を組み合わせることにより株式譲渡損の創出ことを防止するための株式簿価減額制度等の租税回避防止策が導入されています。
なお、移転価格税制については、別途実施する「移転価格税制の基礎」で詳細を解説します。

3-2. 外国子会社合算税制の概要

制度概要

- 外国子会社合算税制は、タックスハイブン対策税制やCFC (Controlled Foreign Company)税制とも呼ばれ、経済実態のない外国法人に所得を移転させることによる課税逃れを防止するため、一定の経済実態のない外国法人で生じた所得を、日本親会社の所得と擬制して合算する制度です。

項目	内容
会社単位の合算課税	■ 税負担の低い一定の外国子会社の課税所得については、日本親会社の課税所得とみなして合算し、日本の法人税の課税対象となります（会社単位の合算）。
合算課税されない法人	■ 税負担が低い場合であっても、正常な事業活動を営む外国法人について一律に合算対象とするのは適当ではないため、外国子会社が経済的実態を有し、自ら事業を行っていること等の要件（経済活動基準）を満たす場合は、会社単位の合算課税対象から除外されます。
受動的所得の部分合算	■ 経済活動基準を満たしている場合であっても、株式運用、知的財産保有によるロイヤルティ収入等、進出先において取引を行う経済合理性が乏しいとされる一定の所得（受動的所得）については部分的に合算の対象となります。
租税負担割合による免除	■ 外国子会社の税負担率（租税負担割合）が一定（ペーパーカンパニー等は30%（*）、それ以外の会社は20%）以上の場合は、合算課税の適用を受けません。 （*）内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度から、27%に引き下げられる。

3-2. 外国子会社合算税制の概要

制度概要

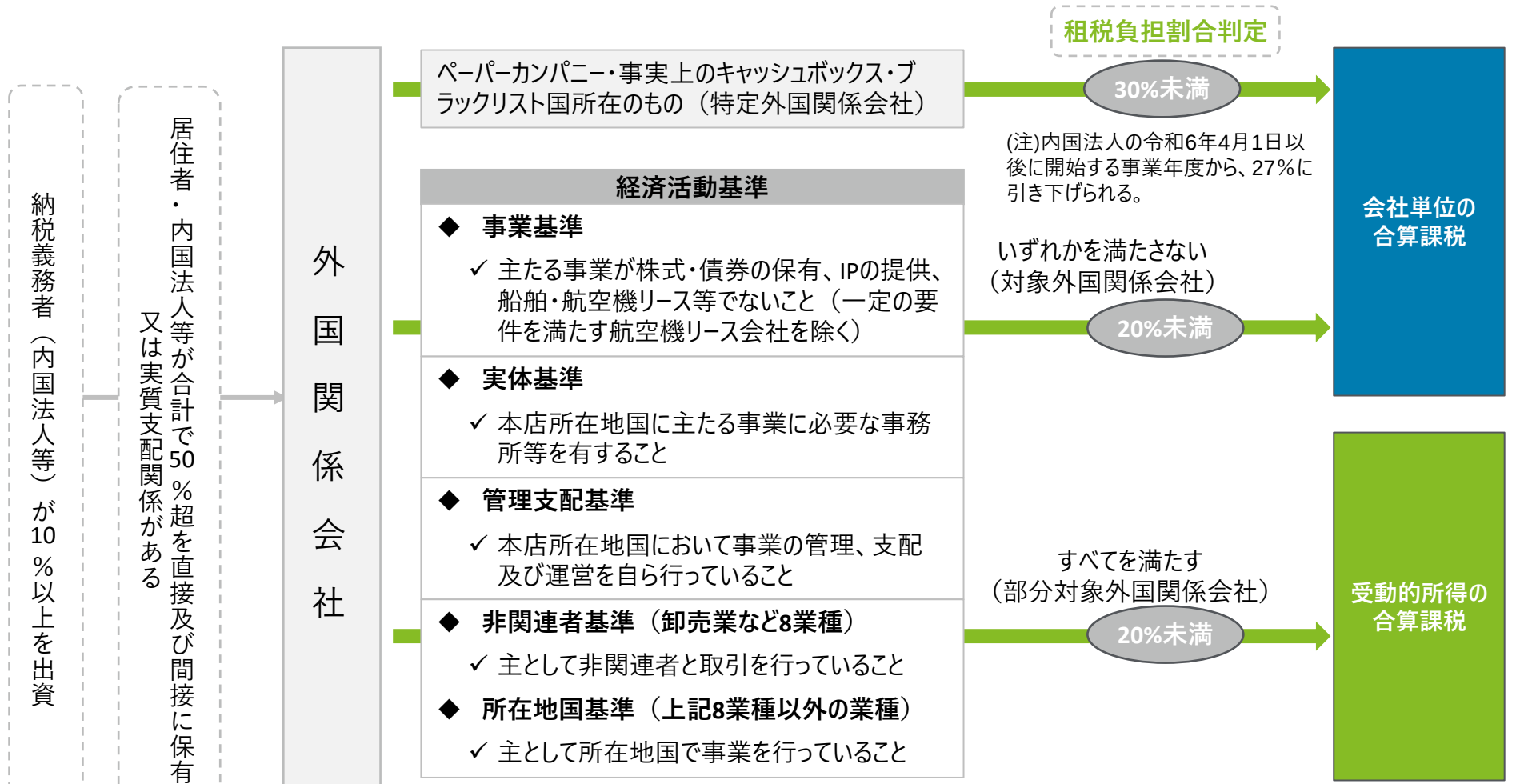
➤ 租税負担割合は、CFC税制の適用を判定するための重要な指標です。現地国の優遇税制や、現地で恒久的に税金が課されない非課税所得によって、現地国の法定税率より下回る可能性があり、進出先での申告状況の確認が必要とされます。

項目	内容
租税負担割合の算式	■ 租税負担割合は、以下算式で算定されます。進出先での優遇税制の適用（分子の金額が減少）や、進出先で恒久的に税金が課されない非課税所得が生じる（分母の金額が増加）場合に、現地国の法定税率より下回る可能性があります。 外国関係会社に対して課された外国法人税（優遇税制等により↓） 外国関係会社の所得金額（非課税所得（配当除く）は加算）（非課税所得等により↑） （注）上記の算式は簡略化したものであり、実際は分子・分母ともに詳細な規定がありますのでご注意ください。

3-2. 外国子会社合算税制の概要

判定フローチャート

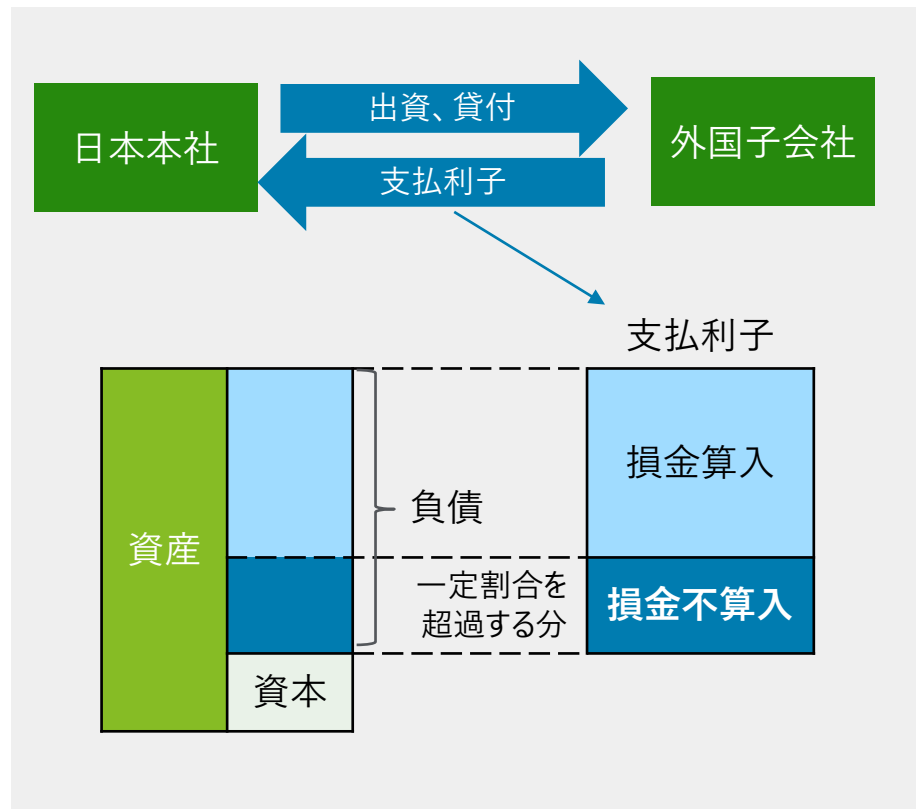
➤ 合算課税対象となるか否かについては、おおよそ以下のような流れで判定されます。



3-3. 過少資本税制・過大支払利子税制の概要（進出先国における課税）

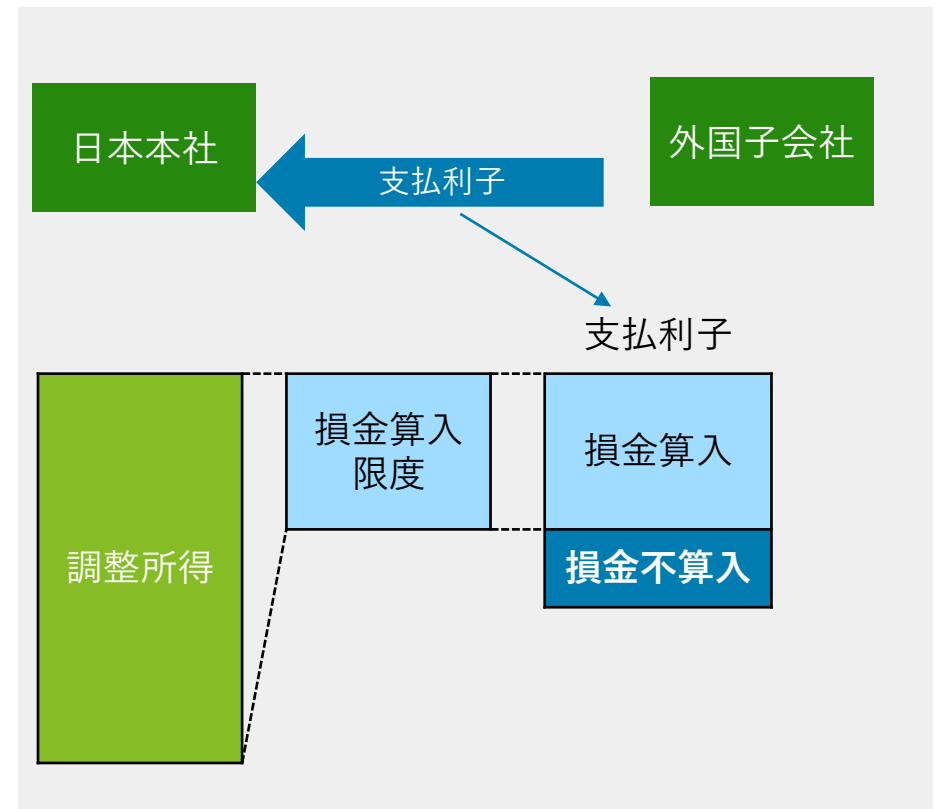
過少資本税制

- 負債が自己資本の一定比を超える場合、その超える部分に対応する支払利子等の損金算入を制限します。



過大支払利子税制

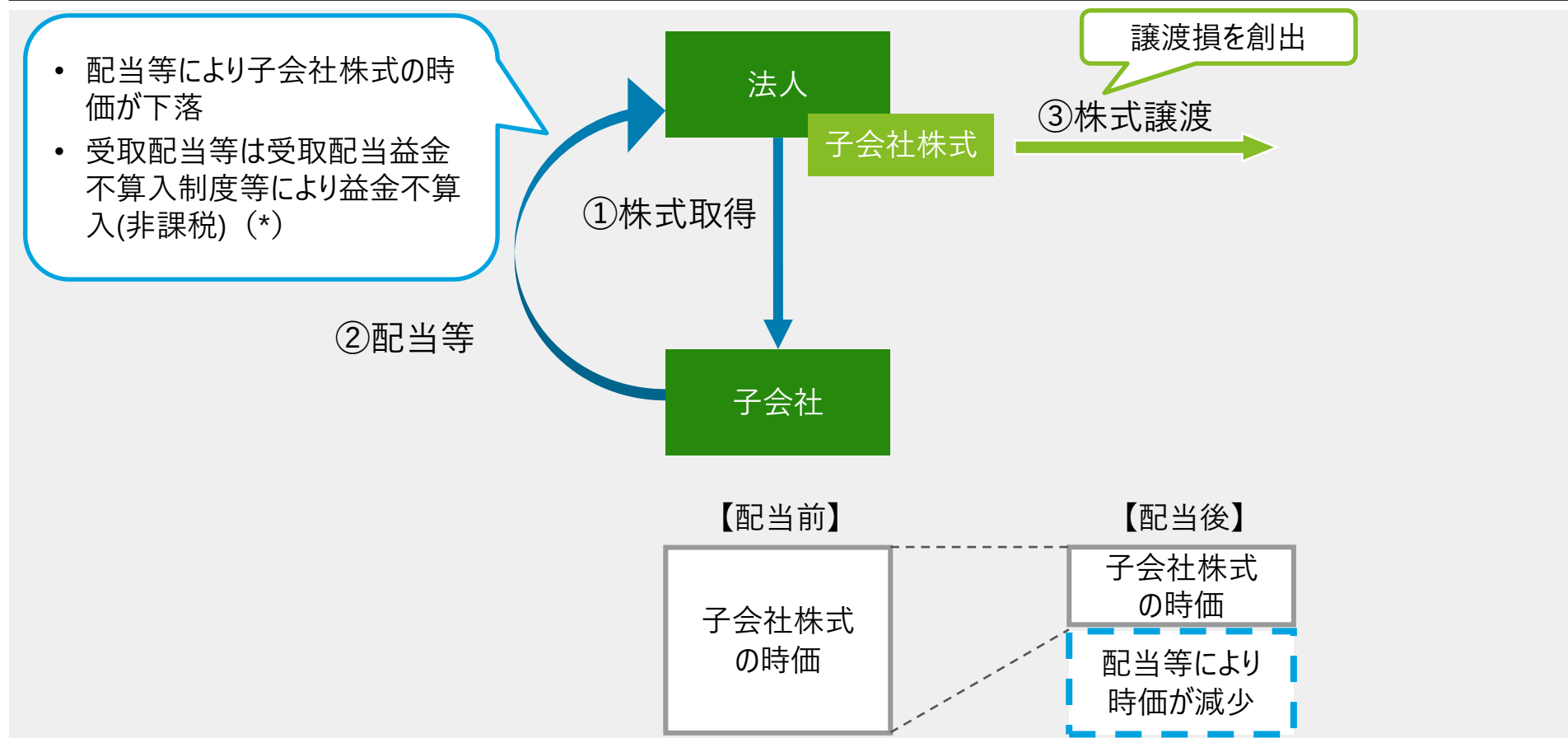
- 所得金額に比して過大な利子を支払う場合に、支払利子の損金算入を制限します。



3-4. 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせたスキームへの対応

対象となる取引の例

- 益金不算入となる配当を実施して子会社の時価を引き下げた後、子会社株式を譲渡することで譲渡損を創出することを防止するため、令和2年度税制改正により、一定の配当をした場合には子会社株式簿価を減額する措置が導入されました。



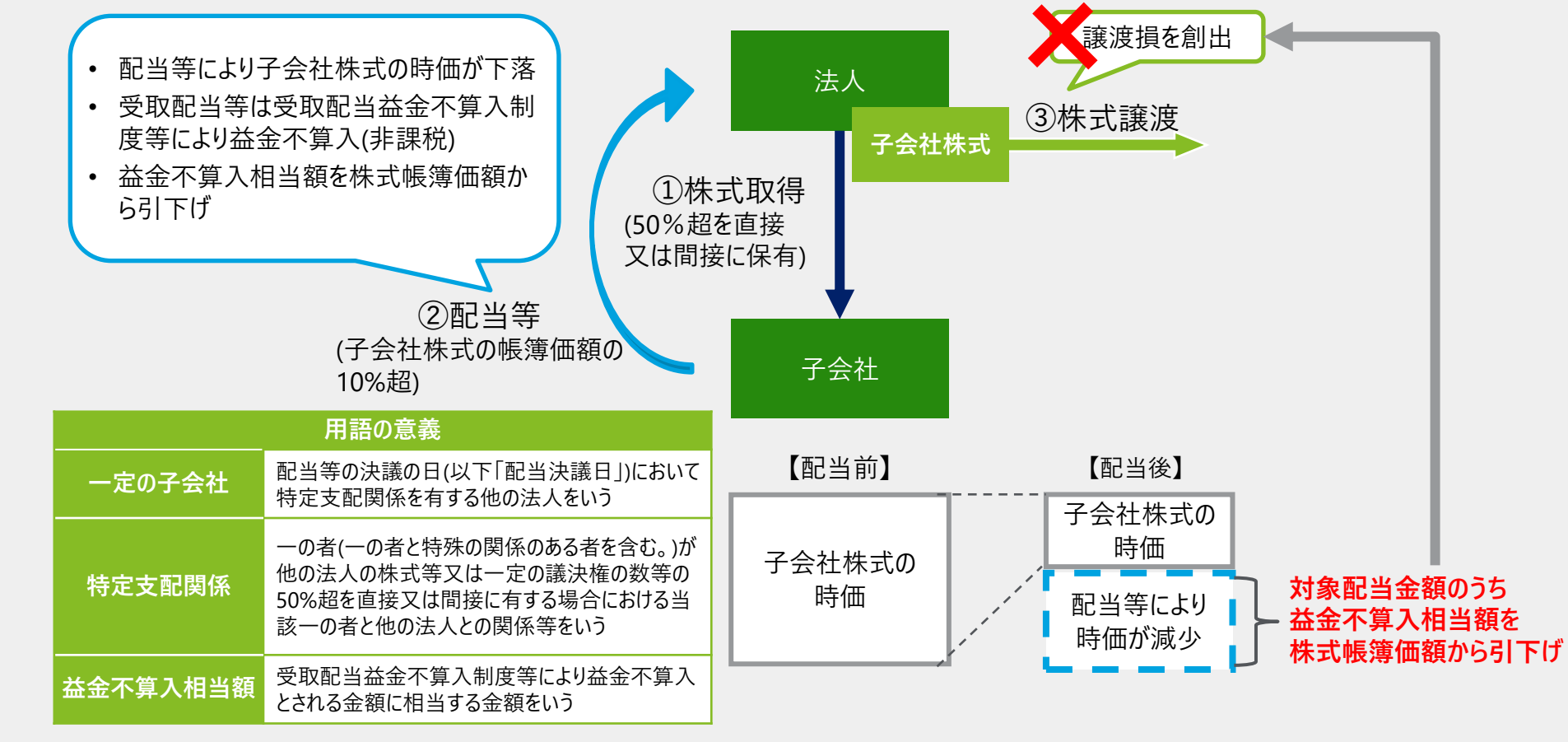
(*) 外国子会社配当益金不算入制度については、後述の、3-5.二重課税軽減措置をご参照ください。

3-4. 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせたスキームへの対応

適用関係

➤ 法人が一定の子会社から受ける配当等の額（*）が、その子会社の株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、配当益金不算入相当額が子会社株式等の帳簿価額から引下げられます（適用免除基準及び適用回避防止規定（**）あり）。

(*)その事業年度開始の日からその受ける直前までにその子会社から受ける配当等の額を含む(以下「対象配当金額」)。
(**) グループ法人間で操作をすることにより、本来であれば本特例の適用を受けるべき法人が、その適用を回避することを防止するため、適用回避防止規定が設けられています。



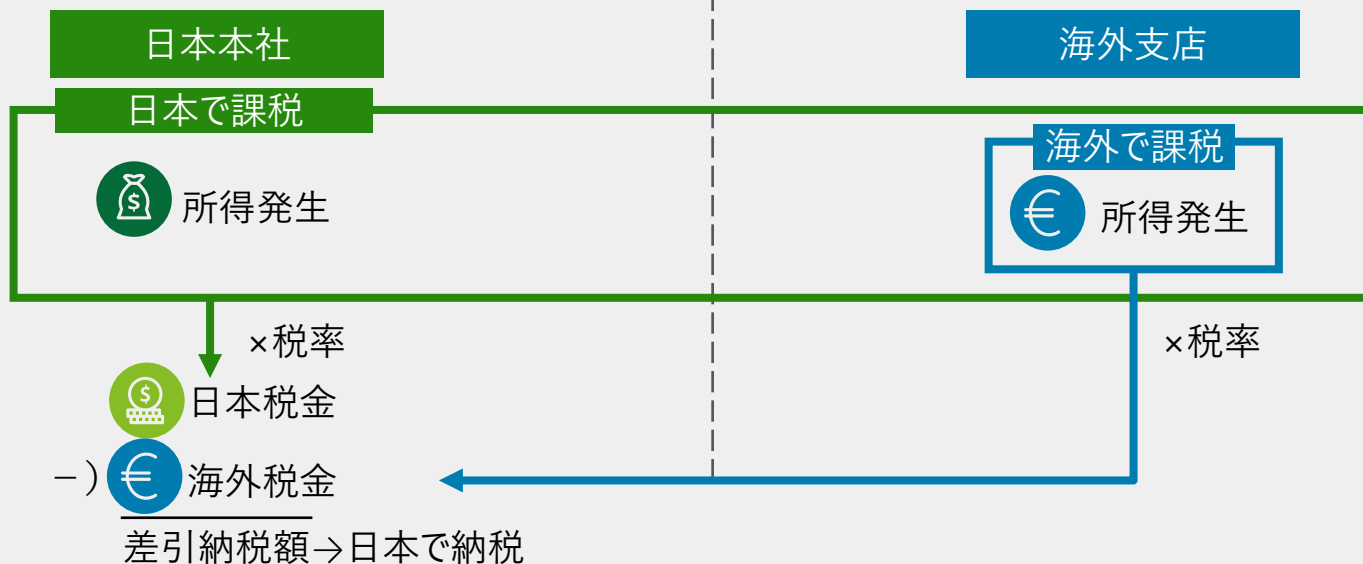
3-5. 二重課税軽減措置

外国税額控除

- 配当や利息を受け取る際の海外源泉税、海外支店の現地法人税といった日本法人が納めた外国法人税について、日本の法人税額から控除することにより二重課税を防止する措置です。
- 必ずしも外国法人税の全額が控除されるのではなく、一定の計算に基づく控除限度額の範囲内で控除可能です。
- 控除限度額は日本法人の法人税の額や、国外で発生した所得（国外所得）によって変動します。

【日本】

【外国】



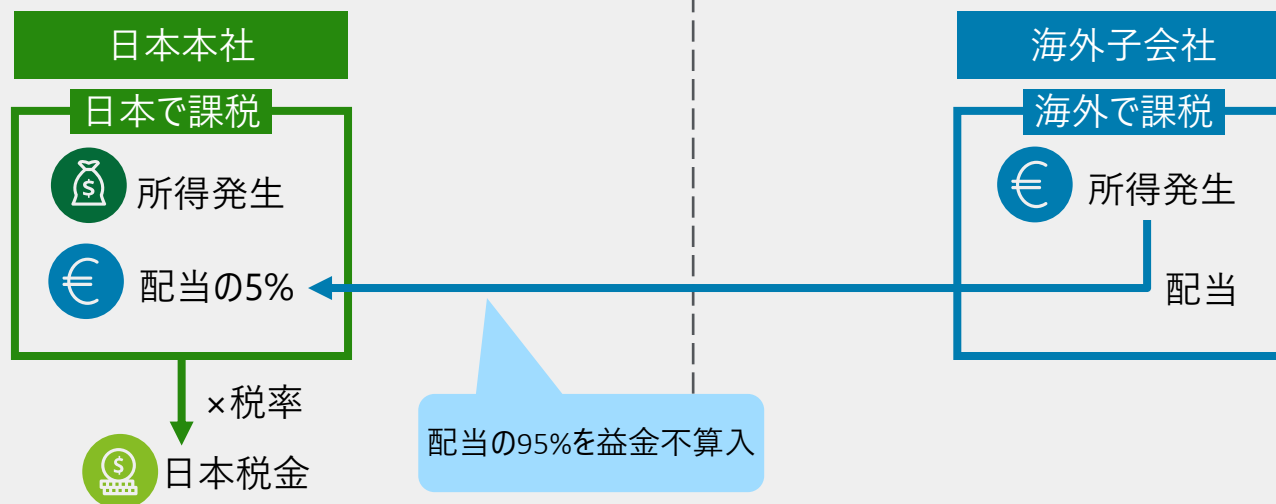
3-5. 二重課税軽減措置

外国子会社配当益金不算入制度

- 海外で課税済みの利益剰余金からの配当に再度日本で課税することによる二重課税を防止するため、一定の要件（海外子会社株式の25%以上を6か月以上保有等）を満たす場合、剰余金の配当等の95%相当額が益金不算入とされます。
- 対象となった配当等に係る外国源泉税は、課税所得計算上損金不算入となり、外国税額控除の対象に含まれません。

【日本】

【外国】

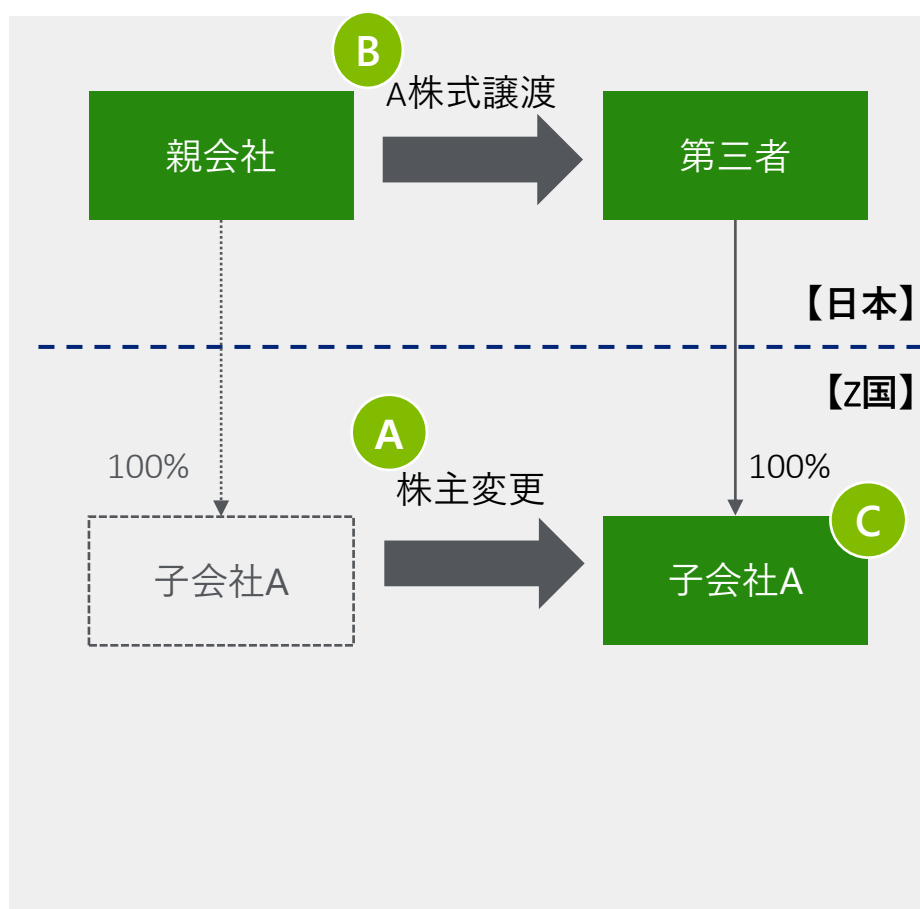


4. 撤退フェーズにおいて留意すべき税制

4-1. 株式の譲渡益に対する課税

日本親会社が海外子会社株式を第三者に譲渡

- 日本の親会社が海外子会社株式を譲渡した場合、譲渡益は日本の法人税における課税所得に含まれ課税対象となります。
- さらに、日本での課税に加え、子会社所在地国においても課税が生じる可能性があります。



A 海外現地国の譲渡益課税

現地国の税法、租税条約に基づき、海外子会社株式譲渡益に対して、現地国で課税される場合があります。また、国によっては間接税や印紙税の諸税が別途課税されるケースもあります。

B 日本国の譲渡益課税、外国税額控除

株式譲渡益は、日本側で益金の額に算入されるため、現地国でも課税された場合、二重課税排除のために、日本側で外国税額控除を適用することができます。ただし、全額排除できるかは控除限度額の計算に依拠します（日本側の法人税額や国外所得によって変動）。なお、間接税については、外国税額控除の対象外となります。

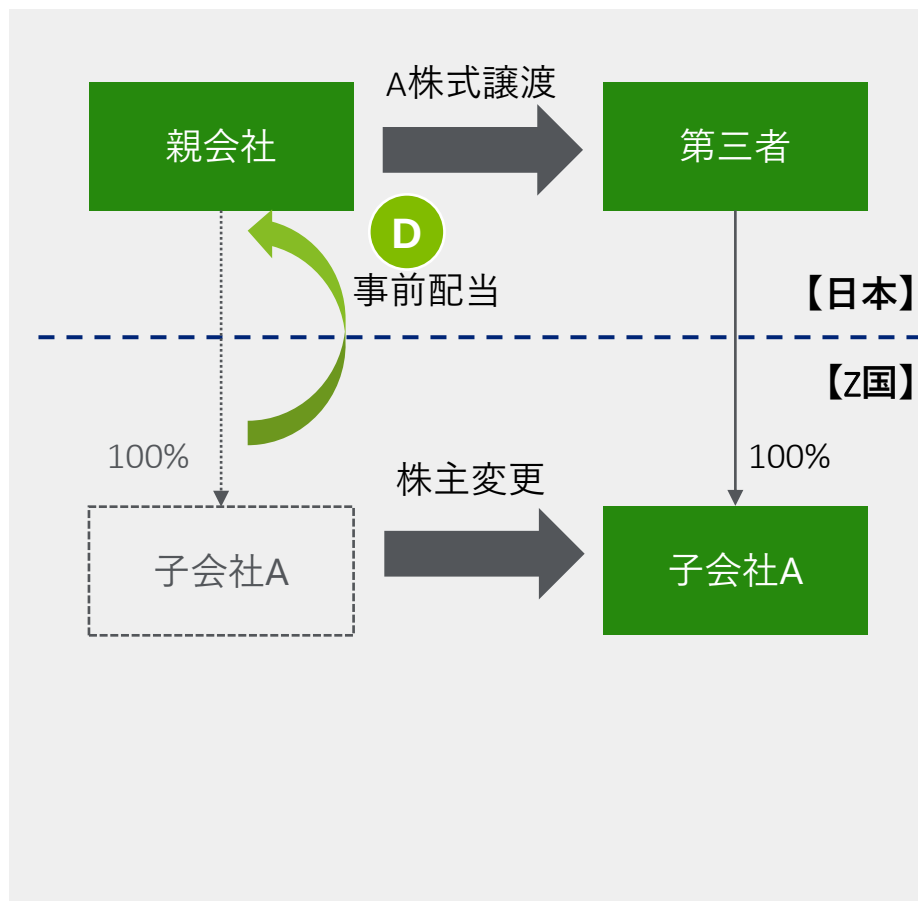
C 株主変更による影響

株主が変更された場合、進出先国によっては、その海外子会社が有している繰越欠損金のその後の利用制限や、優遇税制の取消等、一定の影響が生じる可能性があります。これにより売却価格に影響する可能性があります。

4-1. 株式の譲渡益に対する課税

日本親会社が海外子会社株式を第三者に譲渡

➤ 海外子会社株式の譲渡前に配当を実施する場合には、株式簿価減額規定の対象とならないか検討が必要となります。



D

売却前の配当実施

売却前に利益剰余金の配当を行うことがありますが税務上は配当とその後の株式譲渡益の取扱いに留意が必要です。

- 配当金の95%は益金不算入（一定の外国子会社に該当）
- 海外子会社の純資産が圧縮され、結果的に子会社時価が引き下げられることで株式譲渡益が減額される可能性

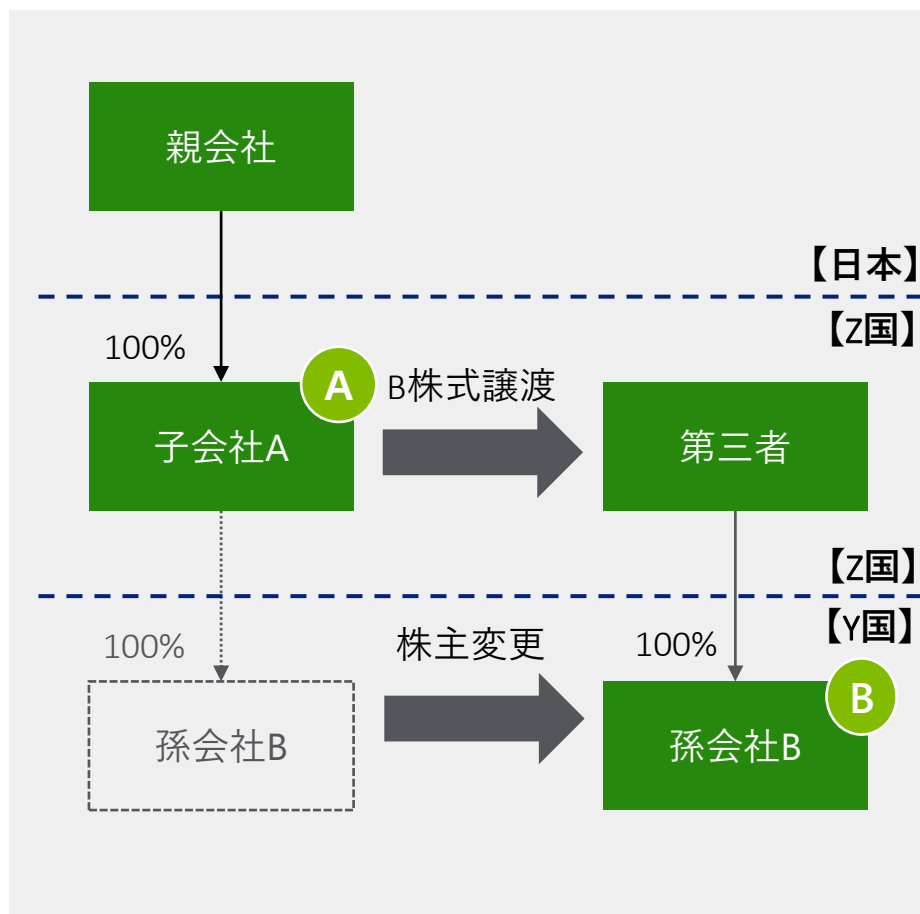
ただし、配当の額が、株式簿価の10%相当額を超える等一定の要件を満たす場合は、益金不算入相当だけ株式簿価を引き下げることとなり、譲渡益の軽減が制限されます（*）。

（*）前述の、3-4.子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせたスキームへの対応をご参照ください。

4-1. 株式の譲渡益に対する課税

海外子会社が海外孫会社株式を第三者に譲渡

- 海外子会社が海外孫会社株式を譲渡するような場合、子会社所在地国及び孫会社所在地国における課税に加え、譲渡益が日本の外国子会社合算税制による合算課税対象とならないかについて検討が必要となります。



A

外国子会社合算税制（CFC税制）

海外現地国での課税関係、譲渡法人所在地国の課税関係検討に加え、日本のCFC税制の影響もあります。譲渡した海外子会社において株式譲渡益が非課税となる場合は、株式譲渡法人についてCFC税制への影響（例えば以下）に留意する必要があります。

- ◆ 租税負担割合の分母が大きくなることによる当割合減少
- ◆ 上記割合が20%未満の場合、経済活動基準充足の検討が要求

B

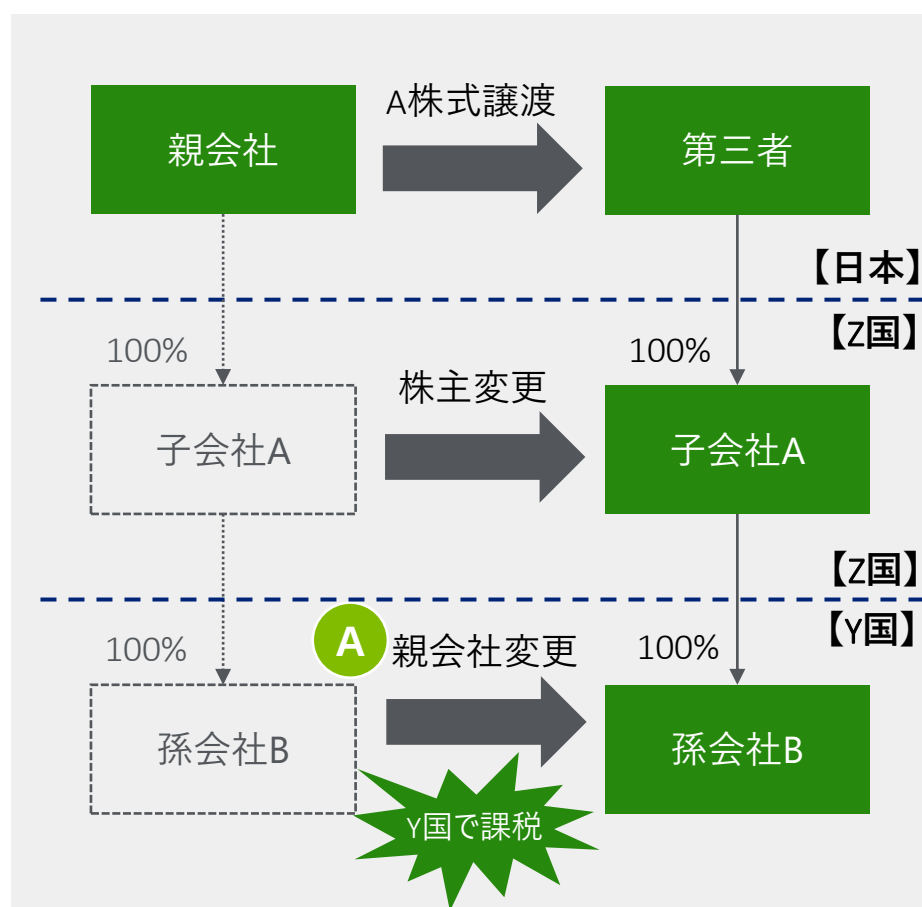
株主変更による影響

株主が変更された場合、進出先国によっては、その海外子会社が有している繰越欠損金のその後の利用制限や、優遇税制の取消等、一定の影響が生じる可能性があります。これにより売却価格に影響する可能性があります。

4-2. 間接譲渡に伴う課税

海外子会社の株主変更による海外孫会社所在地国での課税

- その国に所在する子会社の株式が直接譲渡されない場合においても、間接的に株主変更が生じる場合には、間接譲渡益に対して課税する国も存在します（中国、インドなど）。



A

間接譲渡

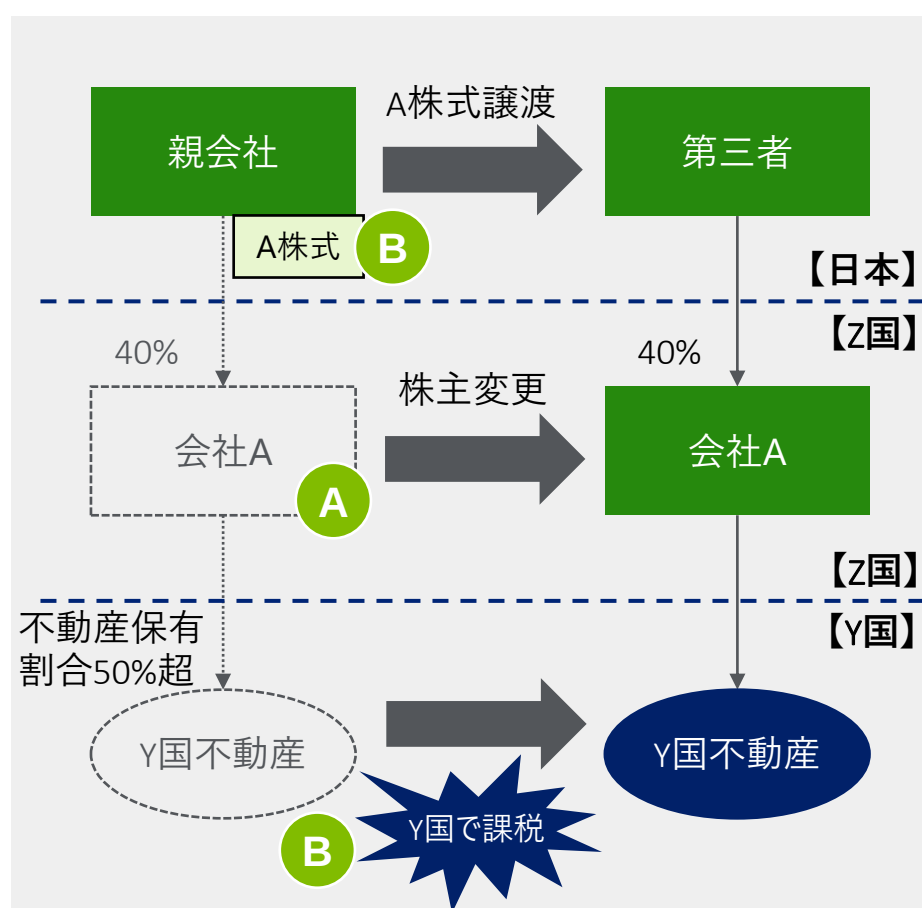
子会社株式を譲渡することで、その傘下の孫会社の持分も間接的に譲渡先へ移転します。一部の国においては、このような間接的な株式譲渡があった場合に、孫会社所在地国（Y国）においても株式譲渡が生じたとして、課税される可能性があります。

株式譲渡の際は、その傘下の孫会社所在地国の税法、租税条約についても検討する必要があります。

4-3. 不動産化体株式の譲渡

不動産を保有している会社の株式の譲渡

- ▶ 海外子会社が不動産を保有している場合、海外子会社株式の譲渡を実質的にその所在地国における不動産の譲渡とみなして、株式譲渡益に課税される場合があります。



A

不動産関連法人

総資産の内、源泉地国に所在する不動産の割合が一定の割合（50%超等）を超える法人は不動産関連法人とされます。
左記であれば、会社Aの総資産価額の内、Aが保有しているY国所在の不動産の価額が50%超となる場合、Y国から見て会社Aは不動産関連法人とされます。
ただし、個々の租税条約や現地の国内法によっては細かな相違点がある可能性があります。

B

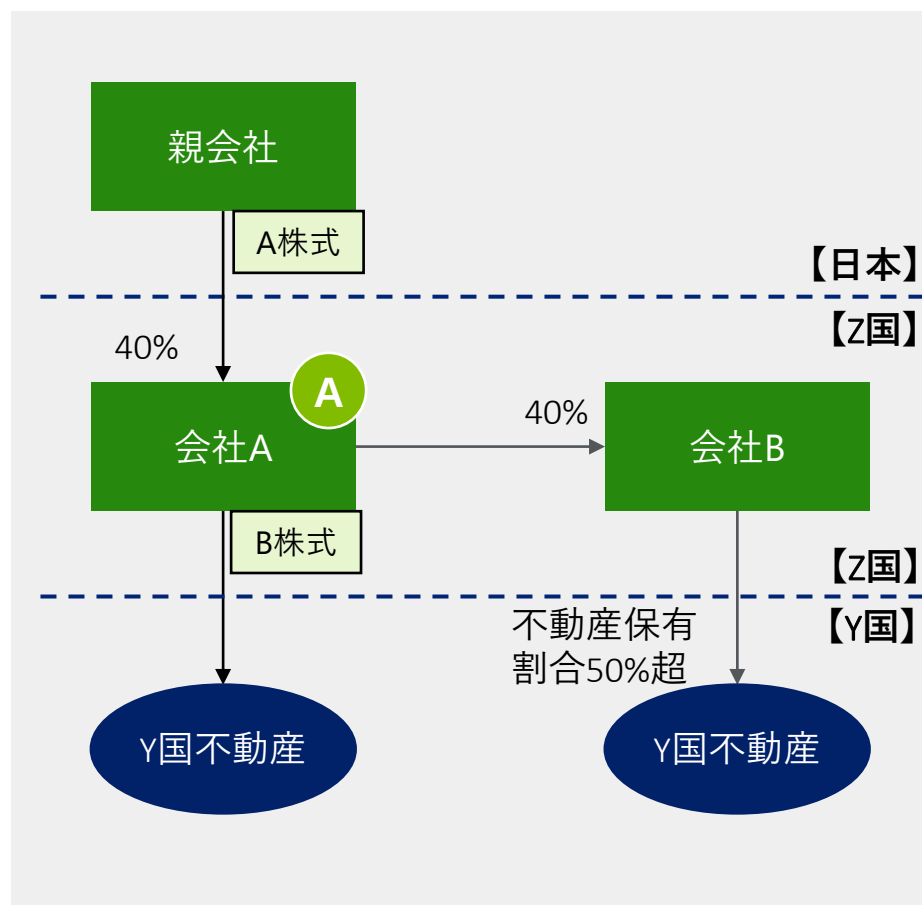
不動産化体株式の現地国課税

不動産関連法人が発行する株式を不動産化体株式といいます。
不動産化体株式を譲渡した場合、その不動産所在地国（左記のY国）にもその譲渡益に対して課税権が認められる場合があります。

4-3. 不動産化体株式の譲渡

不動産関連法人の範囲

- 不動産関連法人の判定にあたっては、直接保有する不動産のみならず、他社を通じて間接的に保有される不動産も含まれる場合があるため留意が必要です。



A

不動産関連法人の判定（間接保有）

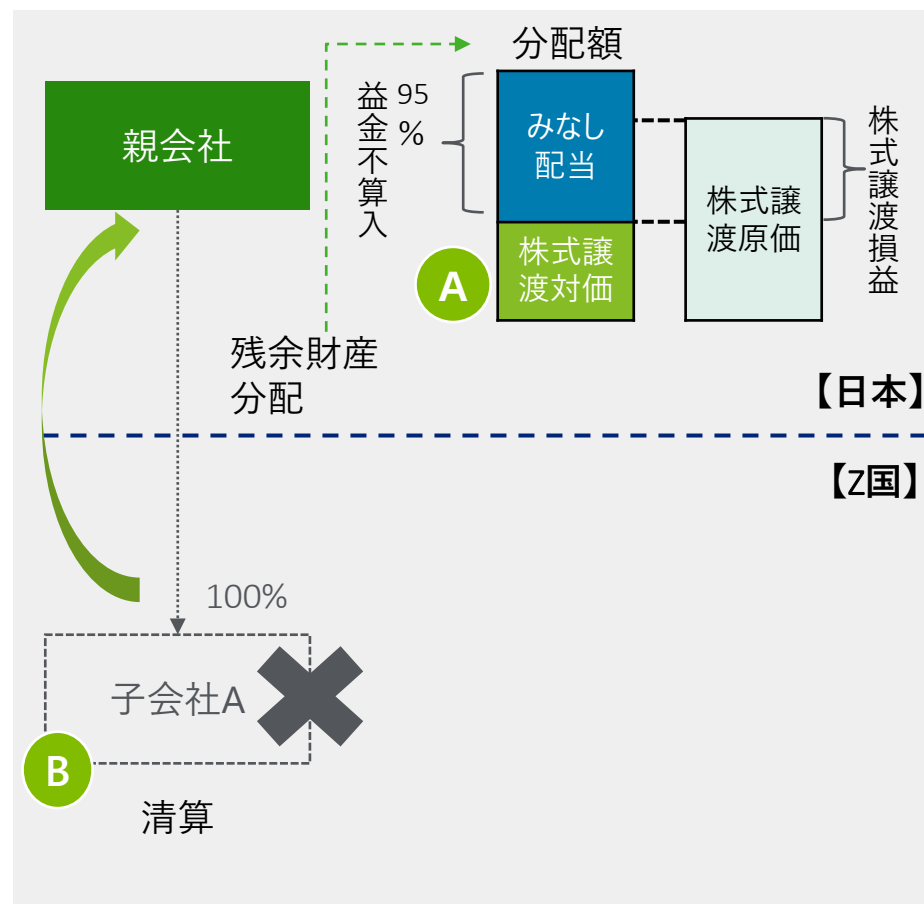
各国の税制や租税条約によりますが、不動産関連法人の判定にあたっては、直接保有する不動産のみならず、他社を通じて間接的に保有される不動産も含まれる場合があります。

左記の場合、会社AがY国で不動産を直接保有する他に、不動産関連法人とされる会社Bを通じてY国所在の不動産を保有しています。この場合、会社Aの判定にあたっては、会社Aが直接保有する不動産の他、会社Aが出資している会社Bについても配慮する必要があります。

4-4. 海外子会社を清算する場合

海外子会社の清算

- 海外子会社を清算する場合には、日本の税法上、みなし配当及び株式譲渡損益計算を行うこととなります。
- また、みなし配当に伴う株式簿価切下げ規定の適用有無や、外国子会社合算税制の適用有無についても検討が必要です。



A

株主である内国法人の取扱い

海外子会社から残余財産を受け取った時、分配額はみなし配当の受領と株式の譲渡の2つの複合取引として取り扱われます。

【みなし配当】持分割合が25%以上等一定の要件を満たせば、95% 益金不算入

【株式譲渡】株式譲渡対価とされる金額と株式簿価との差額は益金又は損金に算入されます。

ただし、みなし配当の額が、株式簿価の10%相当額を超える等一定の要件を満たす場合は、益金不算入相当だけ株式簿価を引き下げることとなり、株式譲渡損益が調整されます(*)。

(*) 前述の、3-4.子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせたスキームへの対応をご参照ください。

B

外国子会社合算税制 (CFC税制)

清算手続時に資産を譲渡して現金化したり債務免除を受ける場合がありますが、CFC税制の配慮 (例えば以下) が必要となります。

- ◆ 現地で非課税となる所得が発生する場合は、租税負担割合が20%未満となる可能性
- ◆ 上記割合が20%未満の場合、経済活動基準充足の検討が要求
- ◆ 清算直前であれば、事業を営んでいないとして合算課税の可能性

*その他、親会社が債務免除を行う場合の債権放棄損失の損金算入可否や現地の債務免除益課税の有無などの論点にも留意が必要となります。

お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301